旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 29 年 12 月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社新日国際旅行社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6785号　④株式会社新日国際旅行社　東京都西東京市芝久保町一丁目18番25号　代表取締役　蘇紹機　⑤本社営業所　東京都西東京市芝久保町一丁目18番25号　⑥平成26年５月22日　⑧平成29年11月８日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都西東京市芝久保町一丁目18番25号　株式会社新日国際旅行社　代表取締役　蘇紹機

Ｂ　①ＪＳＲビジネスサービス株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－4546号　④ＪＳＲビジネスサービス株式会社　東京都港区東新橋一丁目９番２号　代表取締役　小北淳一郎　⑤本社営業所　東京都港区東新橋一丁目９番２号汐留住友ビル　⑥平成11年１月11日　⑧平成29年11月13日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区東新橋一丁目９番２号　ＪＳＲビジネスサービス株式会社　代表取締役　小北淳一郎

Ｂ　①フォーリントレードサービス株式会社（ＦＴＳ）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6614号　④フォーリントレードサービス株式会社　東京都杉並区久我山四丁目31番７号　代表取締役　川本純子　⑤フォーリントレードサービス株式会社　ＦＴＳ　本社営業所　東京都杉並区天沼２－４－16－２Ｆ　⑥平成25年２月21日　⑧平成29年11月15日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都杉並区久我山四丁目31番７号　フォーリントレードサービス株式会社　代表取締役　川本純子

Ｃ　①旅プラザ　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２－2413号　④カワムラ実業株式会社　大阪市淀川区木川東三丁目１番23号　代表取締役　川村智一　⑤本社営業所　大阪市淀川区木川東三丁目１番23号ＫＣ新大阪ビル　⑥平成19年４月27日　⑨平成29年11月７日　⑩1100万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市淀川区木川東三丁目１番23号　カワムラ実業株式会社　代表取締役　川村智一

Ｂ　①ＴＴＩ　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2635号　④株式会社豊田交通国際　大阪市西区江之子島一丁目７番３号　代表取締役　涂海峰　⑤本社営業所　大阪市西区江之子島一丁目７番３号　奥内阿波座駅前ビル1311　⑥平成24年６月28日　⑧平成29年６月28日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市西区江之子島一丁目７番３号　株式会社豊田交通国際　代表取締役　涂海峰

Ｂ　①西日本国際旅行株式会社　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－841号　④西日本国際旅行株式会社　福岡市博多区博多駅前３丁目４－８　代表取締役　胡家理　⑤本社営業所　福岡市博多区博多駅前３丁目４－８　⑥平成28年７月26日　⑧平成29年６月１日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡市博多区博多駅前３丁目４－８　西日本国際旅行株式会社　代表取締役　胡家理

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 29 年 12 月 11 日

記

［掲載順序］　（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①株式会社ビッグファイブ　②第２種旅行業　③大分県知事登録旅行業第２－159号　④株式会社ビッグファイブ　国東市安岐町馬場732番地　代表取締役　櫻木政文　⑤本社営業所　国東市安岐町馬場732番地　⑥平成17年５月26日　⑦平成29年10月20日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社ベストツアー（和田彰旅行相談事務所）　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6801号　④株式会社ベストツアー　多摩市落合六丁目13－17ハイツ椎の木107　代表取締役　和田ふじ子　⑤本社営業所　多摩市落合六丁目13－17ハイツ椎の木107　⑥平成26年７月17日　⑦平成29年10月６日　⑧60万円　⑨300万円